

## 遺贈友の会とは

「遺贈友の会に入りませんか?」。そんな声をかけられたら、あなたはどのように感じますか? 縁起でもない、と眉をひそめられる方もいるかもしれません。でもよく考えてみてください。皆さまのロータリアンとしてのご活動の目的は、現在だけではなく、未来の子どもたちのために、世界をより良い場所に変えていくことではないでしょうか。遺贈は、あなたが人生を終えて見ることもない未来へ、贈り物をする機会です。

遺贈とは、遺言により財産の全部または一部を無償で譲与することです。自身の遺産計画で、遺産の一部の受取人としてロータリー財団を指定することにより、ロータリー財団に寄付をすることができます。また、ロータリー財団への遺贈額を1万ドル以上に指定された場合には、「ロータリー財団遺贈友の会」に入会することができます。現在、日本には210人以上の遺贈友の会会員がいます。

遺贈による寄付はロータリー財団の恒久基金へ積み

立てられ、元金は使われることなく維持され、その投資収益の一部だけが、財団プログラムのために永遠に利用されていくことになります。また、寄付者の関心に応じて、寄付の使い道を以下の目的の中から選ぶことができます。

- 国際財団活動資金
- シェア (地区財団活動資金 + 国際財団活動資金)
- ロータリー平和センター
- 6つの重点分野 (平和と紛争予防/紛争解決、疾病予防と治療、水と衛生、母子の健康、基本的教育と識字率向上、経済と地域社会の発展)

## 遺贈友の会の認証

遺贈友の会会員は、ロータリー財団管理委員会からの認証を受けます。寄付額に応じて、遺贈友の会のピンと名前が刻まれたクリスタルが贈られます。また、金額を問わず、ベネファクターとして認証されます。